



2017年 9月 22日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する訴訟の提起について

当社連結子会社の東芝アメリカ社（以下、TAI）等は下記の通り、訴訟の提起を受けましたのでお知らせします。なお訴額が少額であるうえPL保険（生産物賠償保険）により補償されていたこともあり、現地における当社への開示連絡の要否の判断に時間を要しました。そのため当社での把握が9月21日となりました。

記

1. TAIが訴状を受領した日

2017年8月22日（米国現地時間）

2. 訴訟提起の概要及び経緯

原告は、当社グループ会社製のパソコンが発火し、原告の所有物に損害を与えたとして、TAIに対し、当該損害に対する賠償等を求める訴訟を提起しました。

3. 原告の概要

- (1) 名称： 個人
- (2) 所在地： アメリカ合衆国ヴァージニア州

4. 訴訟の内容（訴額）

原告は、TAIに対して5,059米ドル（約55万円）の損害賠償等を請求しております。

5. 当社子会社の概要

東芝アメリカ社

- (1) 所在地： 1251 Avenue of the Americas Suite 4110, New York, NY 10020, U.S.A.
- (2) 代表者： 大谷 文夫

(3) 資本金： 1,869,590 千米ドル

(4) 事業内容：持株会社, 並びに米国における部品・原材料の調達及び東芝グループ企業への米国からの輸出

6. 今後の対応

提訴の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお前述の通り当該損害に対する補償はP L保険の対象となっているため当社の業績への影響は軽微であり、2017年8月10日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以上